

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 15 日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 菊 地 伸 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 30 日から 令和 8 年 10 月 7 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 14 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 4 日 午後 1 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 19 日 午前 9 時 10 分から 令和 8 年 10 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、入札期間の最終日は午後 5 時までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	603,000 482,400	一括	120,600	21,272	0
1	80,000				
2	490,000				
3	30,000				
4	3,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1288 番 4
地 目 雑種地
地 積 40 平方メートル

持分 10 分の 5

- 2 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1289 番 5
地 目 宅地
地 積 230.31 平方メートル

- 3 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1289 番 6
地 目 宅地
地 積 17.61 平方メートル

持分 10 分の 5

- 4 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1289 番 7
地 目 宅地
地 積 1.52 平方メートル

持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8年 8月19日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 菊 地 伸 行

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号2】

本件土地につき、売却対象外の未登記建物（種類 倉庫，構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建，床面積 約70.66平方メートル）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～4】

隣地との境界が不明確である。

【物件番号1，3，4】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1288 番 4
地 目 雑種地
地 積 40 平方メートル

持分 10 分の 5

- 2 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1289 番 5
地 目 宅地
地 積 230.31 平方メートル

- 3 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1289 番 6
地 目 宅地
地 積 17.61 平方メートル

持分 10 分の 5

- 4 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
地 番 1289 番 7
地 目 宅地
地 積 1.52 平方メートル

持分 2 分の 1



令和8年(ヌ)第30号
令和8年6月23日受理
令和8年7月22日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所熊谷支部

執行官 岡 田 文 男

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
 地 番 1288番4
 地 目 雑種地
 地 積 40平方メートル
 共有者 A 持分10分の5

2 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
 地 番 1289番5
 地 目 宅地
 地 積 230.31平方メートル
 所有者 A

3 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
 地 番 1289番6
 地 目 宅地
 地 積 17.61平方メートル
 共有者 A 持分10分の5

4 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山
 地 番 1289番7
 地 目 宅地
 地 積 1.52平方メートル
 共有者 A 持分2分の1



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	(住居表示未実施)					付近
土地	物件１～４					
現況地目	☒ 宅地（物件２～４） ☐ 公衆用道路（物件　） ☐ 農地（物件　） ☐ 雑種地（物件　） ☐ 山林（物件　） ☒ 雑種地（物件　１） ☐					
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐					
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が物件２土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐					
その他の事項	１ 物件２上には、未登記の目的外建物（倉庫）及び下屋がある。 ２ 法務局で調査したところ、物件１～４上に建物の登記はない。 ３ 上記目的外建物（倉庫）には、「シャルマン美容商事」の看板がある。なお、「シャルマン美容商事」の法人の登記はない。 ４ 長瀬町役場で調査したところ、Ａ（債務者）の名寄帳には、同目的外建物（倉庫）が記載されている。 ５ 本件各土地と隣地とは境界が不明確である。なお、物件２と東側の１２９２番地の目的外土地との境界は、一応は植栽や石垣らしいものがあつたが、物件２～４と西側の１２８９番１の目的外土地とは一体となっている。 ６ 物件２土地と思われる位置に、大型の石材類が置いてある（写真⑫、⑬）。ただし、境界が不明確であり、詳細は不明である。 ７ 上記目的外建物のポストには、Ａあての郵便物が存在した。 ８ 物件２土地上に電柱がある。 ９ 物件４土地には外灯がある。 以上					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日					
建物 (目的外建物)	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件 2 関係)	
所 在	秩父郡長瀬町大字長瀬字神山1289番地5
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☒ 倉庫 ☐
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 (概 略)	約70.66平方メートル
所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和60年1月ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■隣地住人	物件2土地上にある目的外建物（倉庫）には誰も出入りしていません。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

執行官の意見

- 目的物件の占有関係については、現況及び関係人の陳述から本報告書記載のとおり認めた。

以上

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年7月1日 (水) 16:00-16:15	目的物件所在地	目的物件特定
8年7月2日 (木) 16:30-16:40	執行官室	A (債務者) に対して照会書作成・発送
8年7月16日 (木) 12:50-13:15	目的物件所在地	立入調査, 写真撮影, 評価人同行, 近隣住民から聴取
8年7月21日 (火) 13:00-13:15	長瀬町役場	Aの名寄帳を申請・取得
8年7月21日 (火) 13:30-13:40	さいたま地方法務局秩父支局	本件土地上の建物の有無, シャルマン美容商事の登記の有無等について調査
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大字長瀬

請 求 部 分	所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山					地 番		1289番5		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法律局秩父支局管轄)

令和8年5月15日

さいたま地方法律局

登記官

請求番号：4-1

(1/1)

A3判をA4判に縮小

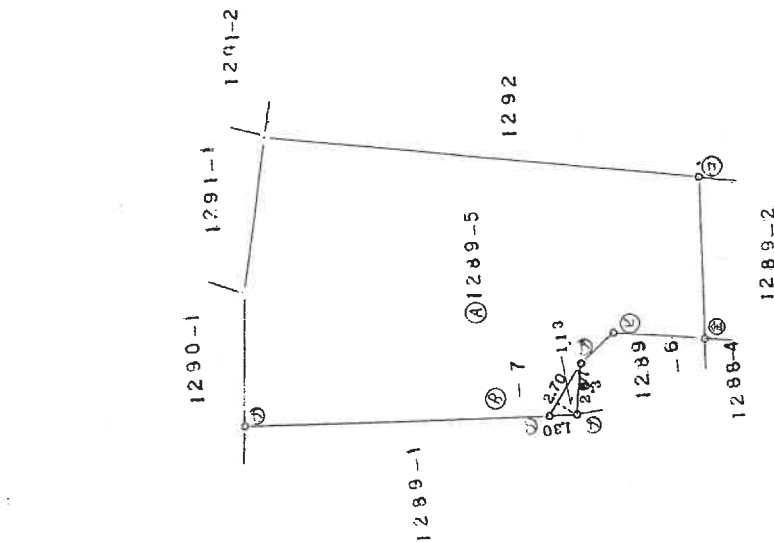
(7 枚目)

登記年月日：平成10年11月12日

4401345

地積測量図

地番	③1289-7
土地の所在	秩父郡長埴町大字長埴字神小



②1289-7地積計算式

$$\frac{2.70 \times 113}{2} = 1.5255$$

1.52^m

④1289-5地積計算式

$$231.8431 - ② = 230.3176$$

230.31^m

凡記号	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別
④	石杭	⑦	プラスチック杭		
②	コンクリート杭	⑧	金属杭		
③	金属板	⑨	刻印		

作製者

0年11月6日作製

申請人

縮尺 1/250

(埼玉土地家屋調査士会)

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方支務局秩父支局管轄)

令和8年5月15日

さいたま地方支務局

登記官

(8枚目)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局秩父支局管理)

令和8年5月15日　さいたま地方方法務局

登記官

(9枚目)

A3判をA4判に縮小

4401344

557-8.2

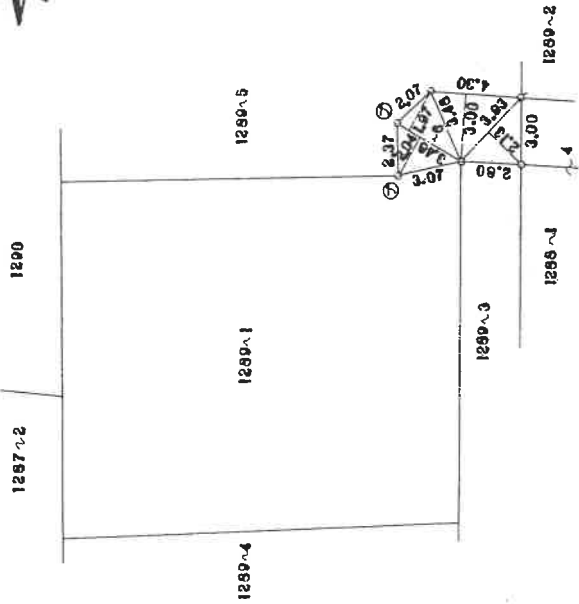
地積測量図

地番 1289-6-1

土地の所在 秩父郡長瀬町大字衣箱字神山

求積表

符号	長さ	辺高	サ	倍面積
△6	3.48	2.04		7.0992
	3.46	1.97		6.8556
	4.30	3.00		12.9000
	3.93	2.13		8.3709
		合計		35.2257
		1/2		17.61285
		地積		17.61



凡例	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
①	石	境界線	①	境界線の種類
②	コンクリート	杭	②	境界線の種類
③	金属	杭	③	境界線の種類
④	金属	杭	④	境界線の種類

作製者

57年7月27日作製

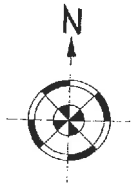
(埼玉土地家屋調査士会用紙)

申請人

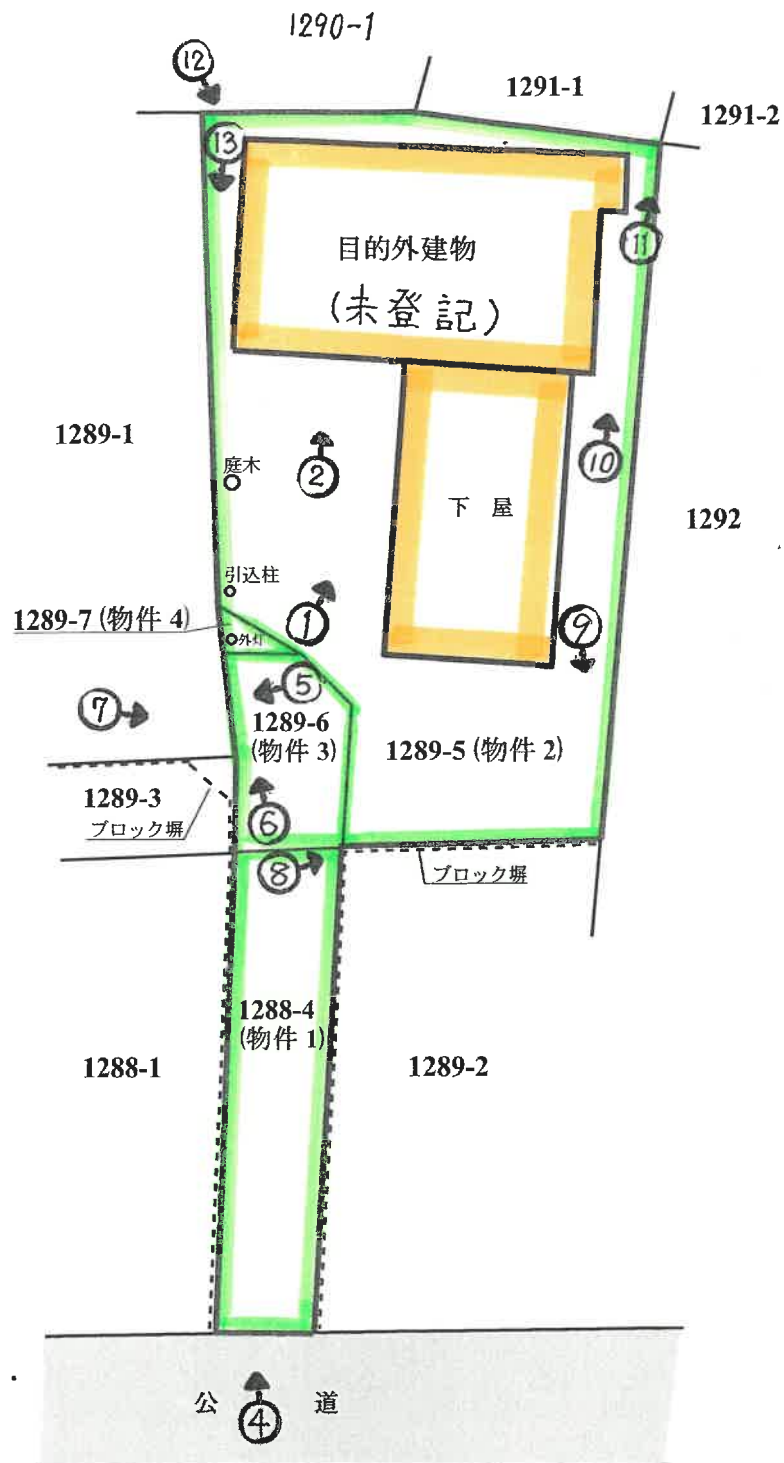
縮尺

1/250

土地建物位置関係図



③ (写真撮影位置 ○)



※物件の範囲及び目的外建物の配置は公図及び建物図面等を基礎として概略を明示した。



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬

令和8年（ヌ）第30号
令和8年7月16日外現地調査
令和8年8月7日 評 価

さいたま地方裁判所 熊谷支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
新 井 寛 久

物 件 目 録

- 1 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山

地 番 1 2 8 8 番 4

地 目 雑種地

地 積 4 0 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 5
- 2 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山

地 番 1 2 8 9 番 5

地 目 宅地

地 積 2 3 0 . 3 1 平方メートル

所有者 A
- 3 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山

地 番 1 2 8 9 番 6

地 目 宅地

地 積 1 7 . 6 1 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 分の 5
- 4 所 在 秩父郡長瀬町大字長瀬字神山

地 番 1 2 8 9 番 7

地 目 宅地

地 積 1 . 5 2 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6 0 3 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 8 0 , 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 4 9 0 , 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 3 0 , 0 0 0 円
物件 4 (土地)	金 3 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2・3・4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	目的外建物あり
3	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
4	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
2	目的外建物1 所 在：秩父郡長瀬町大字長瀬字神山1289番地5 家屋番号：未登記 種 類：倉庫 構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：約70.66㎡ 建築日：昭和60年1月頃（固定資産税公課証明書記載）		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1・2・3・4）

位 置 ・ 交 通	秩父鉄道「上長瀬」駅北西方約700m（道路距離） 付近に位置する。	
付 近 の 状 況	国道背後に戸建住宅や事業所等が混在し、その周囲には畑が見られる住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 － － － － 県立自然公園（第3種特別地域） 埼玉県建築基準法施行条例
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	物件1（雑種地部分）…40㎡（登記数量） 物件2（有効宅地部分）…230.31㎡（同） 物件3・4（共有宅地部分…19.13㎡（登記合計数量） 不整形 ほぼ平坦 有効宅地部分は建築基準法上の接道義務を満たさない
	物件1は、幅員約3mの共有通路として利用されているが建築基準法上の道路に該当しない。	
接面道路の状況	有効宅地部分（物件2）は共有通路及び共有宅地（物件3）を經由して南方にて現況幅員約3.8m舗装町道（長瀬55号線、建築基準法第42条2項準用道路）に接面する。	
土地の利用状況等	①物件1は共有通路として利用されており、物件2は目的外建物及びそれに付随する下屋の敷地等として利用されている。物件3・4（共有宅地部分）は事実上の共有通路として利用されている。 ②隣接地とはブロック塀や植栽、石垣等により概ね区分できるが土地境界は不明確である。また、物件相互間の土地境界についても一体利用状態であり判然としない。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ※ただし、私設の共有管により引き込まれている。 ガ ス 配 管 なし 下 水 道 未接続 ※前面道路に下水本管あり。	
特 記 事 項	①本件土地は都市計画区域外に存するが、埼玉県建築基準法施行条例第56条の2の2～第56条の6により建築物の敷地と道路との関係につい	

て制限（建築基準法上の接道義務等）を受ける。そのため物件２（有効宅地部分）のみでは接道義務は満たせず、原則として再建築等は制限される。

②本件敷地内には放置状態にある荒れた庭木が複数本存在する。

③物件２の登記地積と現況地積は概ね同じと概測したが、隣接地の土地境界が判然としないため詳細は測量を行わないと判明しない。

以下余白

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1・2・3・4（土地）の建付地等価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	持分 オ	建付地等価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	16,600	0.50	40	—	5/10	170,000
2	16,600	0.62	230.31	0.70	—	1,660,000
3	16,600	0.50	17.61	—	5/10	70,000
4	16,600	0.50	1.52	—	1/2	6,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地（長瀬－1）

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

19,900 円/㎡× 99.5/100 × 100/100 × 100/119 ≒ 16,600 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件+5%・交通接近条件+3%・環境条件等+10%と判定した。（相乗積：1.05×1.03×1.10≒1.19）

イ 個別格差：物件1・3・4…共有地減価-50%

物件2…接道状況-30%、間口狭小及び形状等-10%、公共下水道未接続-2%
（相乗積：0.70×0.90×0.98≒0.62）

ウ 地積：登記数量を採用

エ 建付減価：建物と敷地・環境との関係及び建物経過年数等を考慮した。

オ 持分：売却対象持分

2 評価額の判定

前記により求めた価格から、目的外建物の土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2	1,660,000	0.40	法定地上権	660,000

イ 個別売却により、物件2については法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、課税上の割合等を参考に、建物の性質・地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	170,000	—		0.70	0.70	80,000
2	1,660,000	-660,000		0.70	0.70	490,000
3	70,000	—		0.70	0.70	30,000
4	6,000	—		0.70	0.70	3,000
一括価格（合計）						603,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、物件2が目的外建物の所在する底地のみが売却対象となること及び土地境界が一部不明確であること等の理由により、なお、市場性に劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

（評価付記）

本件類似の不動産の需要は、自己用目的のもの、または自己用目的の者に転売することを目的とするものが一般的であることから、通常取引において、賃貸収益は重視されていないこと等を考慮し、収益還元法は採用しない。

第6 参考価格資料

地価調査基準地価格（長瀬－1）

所在・地番：長瀬町大字長瀬字馬内569番7

価 格：19,900円／㎡

位 置：「長瀬」駅から約550m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：488㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：西7.4m舗装町道

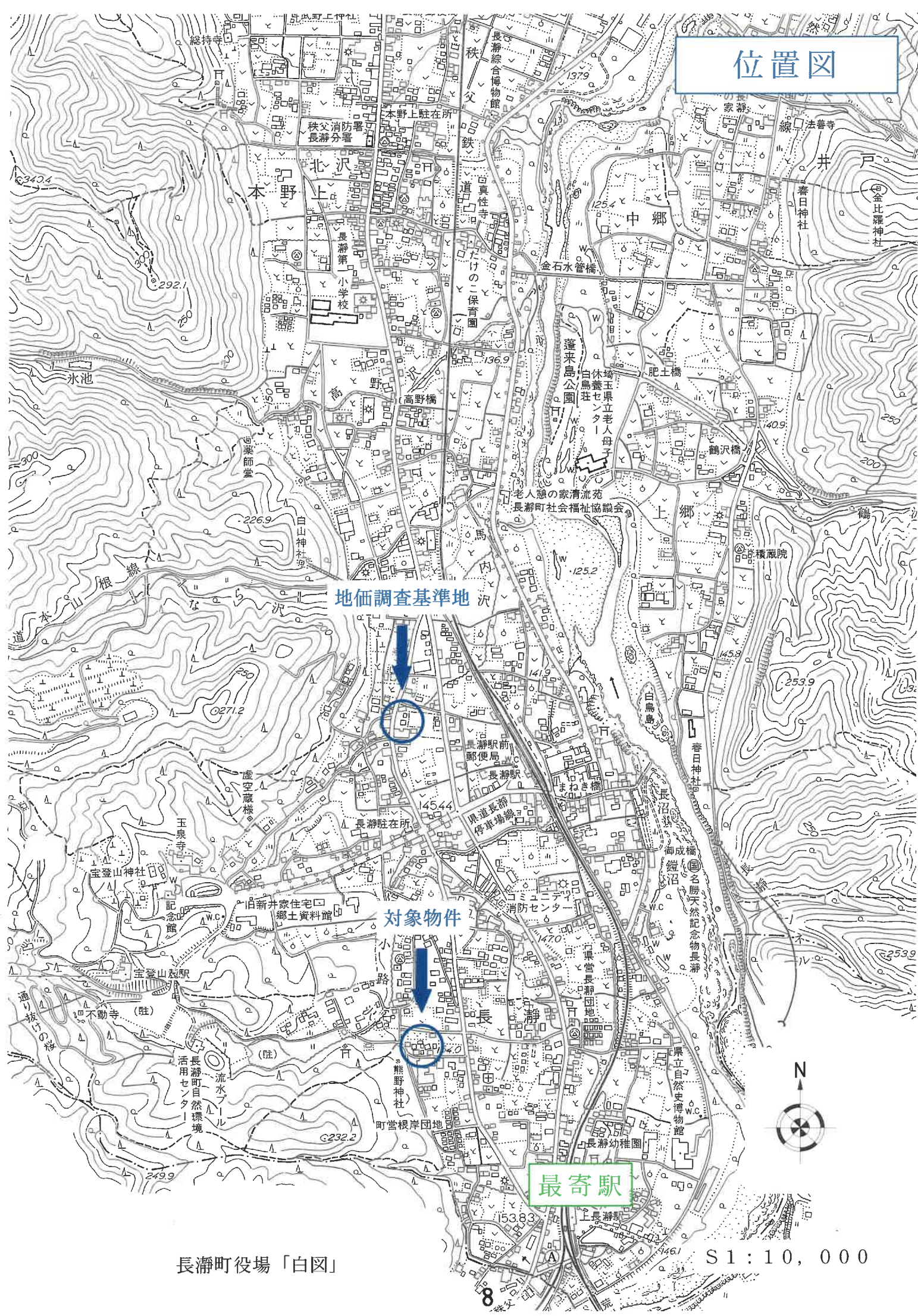
用途 指定 等：都市計画区域外

地域 の 概要：農家住宅、一般住宅の中に事業所等が見られる住宅
地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 周辺概況図（正本のみ）
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 概略図

位置図



地価調査基準地

対象物件

最寄駅



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大字長瀬

A 3 版を A 4 版に縮小したものです

請 求 部 分	所 在	秩父郡長瀬町大字長瀬字神山				地 番	1289番5			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局秩父支局管轄)

令和8年5月15日

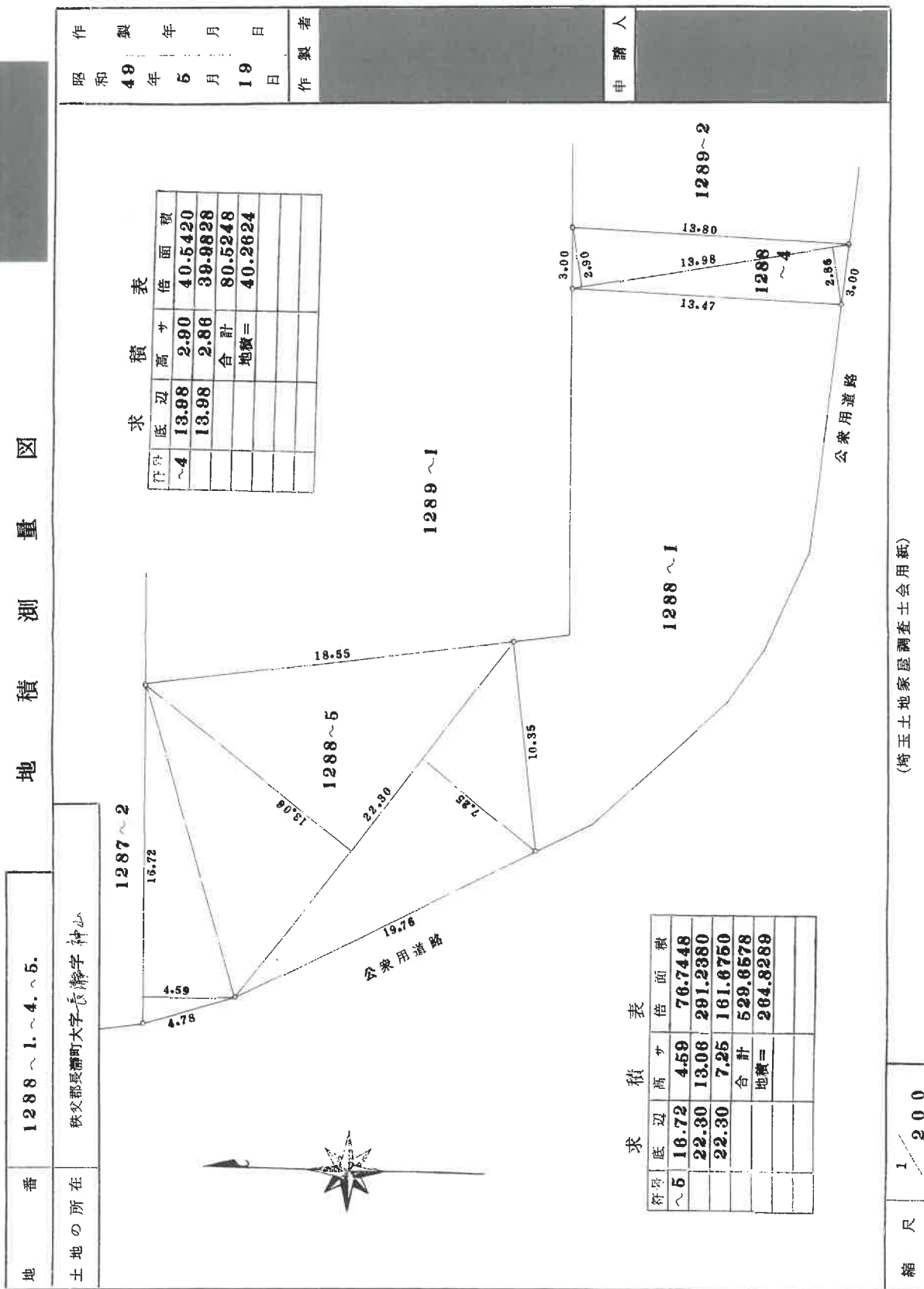
さいたま地方法務局

登記官

請求番号：4-1

(1/1)

4401341 549、5、22



登記年月日：昭和57年8月2日

4401344

357.8.2

地 番 1259~8、-1

土地の所在

地積測量図
長瀬町大字長瀬字
山

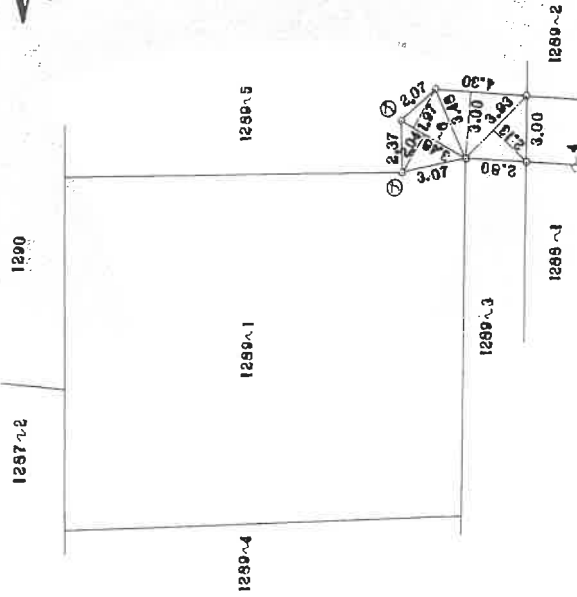
求 積 表

材料	底	辺	高	サ	倍	面 積
凡	6	3.48	2.04			7.0992
		3.48	1.97			6.8556
		4.30	3.00			12.9000
		3.93	2.13			8.3709
				合 計		35.2257
				1/2		17.61285
				地積		17.61

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方支務局長父支局管理)
令和8年5月15日

さいたま地方支務局



凡	⑥	石	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
例	⑤	コンクリート杭	⑦	プラスチック杭	⑧	金属杭	
作製者	[Redacted]						和57年7月27日作製)
(埼玉土地家屋調査士会用紙)							

申請人 [Redacted]

縮尺 1/250

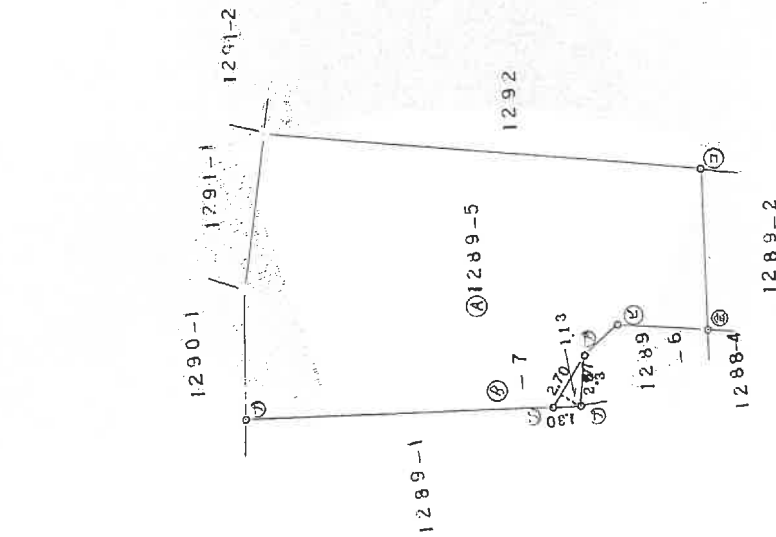
登記年月日：平成10年11月12日

4401345

地積測量図

地番 ③1289-5

土地の所在 秩父郡長瀬町大字 長瀬字 神小



③1289-7地積計算式

$$\frac{270 \times 113}{2} = 15255$$

152m²

④1289-5地積計算式

$$231.8431 - ③ = 230.3176$$

230.3m²

凡記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	境界標の種類
④	石杭	⑦	プラスチック杭	
⑤	コンクリート杭	⑧	金属杭	
⑥	金属板	⑨	金属印	

作製者

10年11月6日(作製)

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

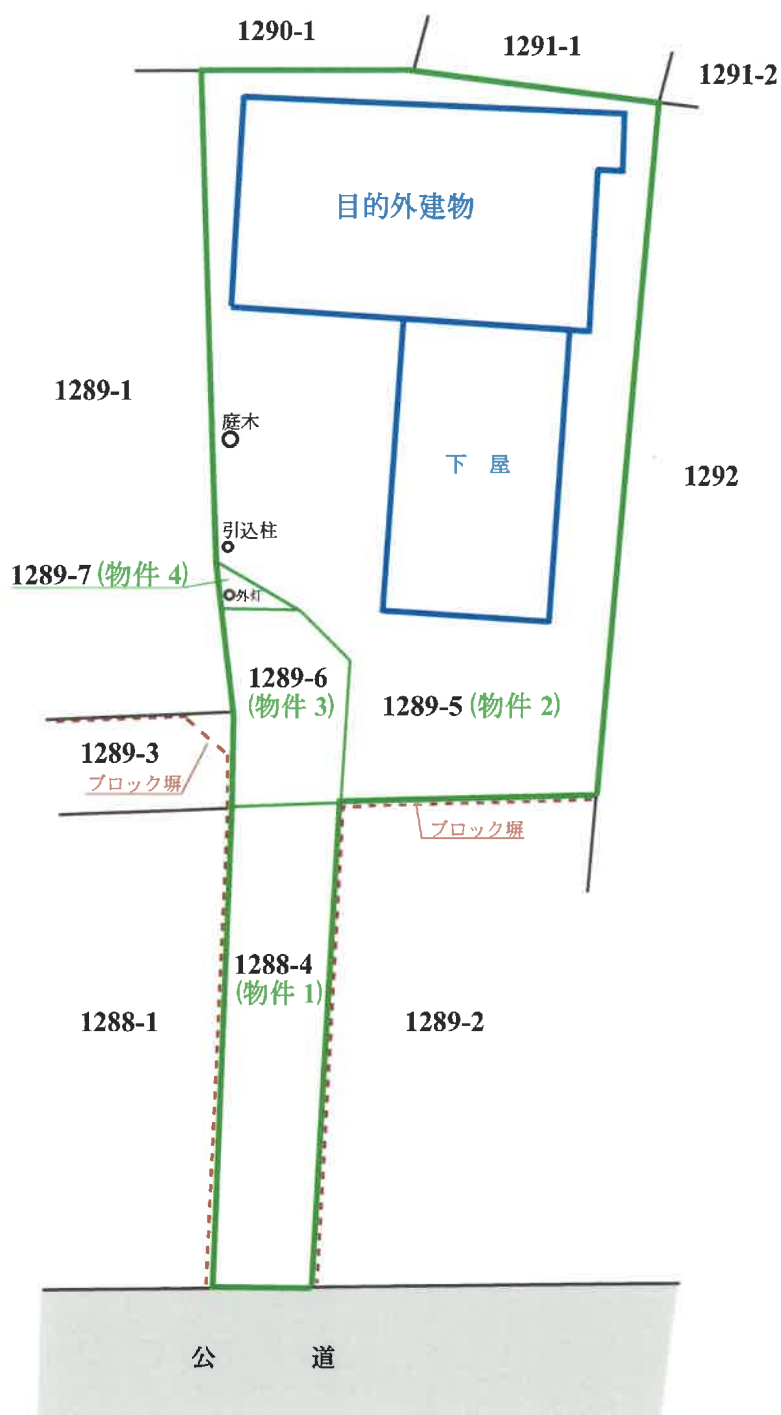
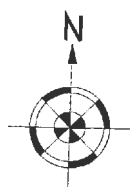
(さいたま市地方方法務局秩父支局管轄)

令和8年5月15日

さいたま市地方方法務局

登記官

概略図



※物件の範囲及び目的外建物の配置は公図及び建物図面等を基礎として概略を明示した。